

議案第121号

川崎市北部リハビリテーションセンターの指定管理者の指定について

指定管理者を次のとおり指定する。

令和2年9月1日提出

川崎市長 福田 紀彦

管理を行わせる 公の施設の名称 及び所在地	指 定 管 理 者		指 定 期 間
	住 所	名称及び代表者名	
川崎市北部リハ ビリテーション センター（百合 丘障害者センタ ー、百合丘日中 活動センター、 百合丘地域生活 支援センター） 川崎市麻生区百 合丘2丁目8番 地2	川崎市高津区久地 3丁目13番1号	麻生区内複合福祉施設共同事 業体 代表者 社会福祉法人川崎市社会福祉 事業団 理事長 成田 哲夫 構成員 社会福祉法人SKYかわさき 理事長 三橋 良子	令和2年11月1日 から 令和5年3月31日 まで

参考資料

1 麻生区内複合福祉施設共同事業体の概要

代 表 者	社会福祉法人川崎市社会福祉事業団
設 立	昭和61年2月1日
資 産 総 額	85億8,605万2,909円
職 員 数	理事6名、監事2名、常勤職員797名
目 的	多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的とする。

事 業 実 績 (1) 第1種社会福祉事業

ア 障害者支援施設の経営

イ 特別養護老人ホームの経営

(2) 第2種社会福祉事業

ア 身体障害者福祉センターの経営

イ 障害福祉サービス事業の経営

ウ 地域活動支援センターの経営

エ 一般相談支援事業・特定相談支援事業・障害者相談支援事業の経営

オ 老人短期入所事業の経営

カ 老人デイサービス事業の経営

キ 介護保険法に基づく第1号通所介護事業の経営

- ク 介護保険法に基づく地域密着型サービス事業の経営
- ケ 老人介護支援センターの経営
- コ 保育所の経営
- サ 児童厚生施設（児童館）の経営
- シ 放課後児童健全育成事業の経営
- ス 地域子育て支援拠点事業の経営
- セ 障害児通所支援事業の経営

(3) 公益事業

- ア 居宅介護支援事業の経営
- イ 地域包括支援センターの受託
- ウ 川崎市シルバーハウジング生活援助員派遣事業の受託
- エ 地域生活支援事業の受託
- オ 川崎市心身障害者総合リハビリテーション条例に基づく
障害者センターの受託

構 成 員	社会福祉法人SKYかわさき
設 立	令和2年7月31日
資 産 総 額	7,000万円
職 員 数	理事6名、監事2名、常勤職員32名
目 的	だれもが自分らしく豊かに暮らせるまちづくりをめざし、障害のある人の地域生活および社会参加を支援する事業を展開し、地域精神保健福祉の促進に寄与することを目的とする。
事 業	第2種社会福祉事業
	(1) 障害福祉サービス事業の経営
	(2) 相談支援事業の経営

(3) 地域活動支援センターの経営

2 指定の理由

川崎市北部リハビリテーションセンターの指定管理者である「麻生区内複合福祉施設共同事業体」の構成員「特定非営利活動法人たま・あさお精神保健福祉をすすめる会」が、令和2年7月31日に設立された「社会福祉法人SKYかわさき」として同年11月1日から事業を開始することに伴い、指定管理者を再度指定する必要が生じたため。